長野県スケート連盟規約

第１章　総則

（名 称）

第１条　この会は、長野県スケート連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

（事 務 所）

第２条　本連盟の事務所は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「長野県スポーツ協会」という。）と本連盟の会長（以下「会長」という。）が協議し、会長の指定する場所に置く。

第２章　目的及び事業

（目 的）

第３条　本連盟は、長野県内におけるスケート代表団体として、スケート競技会その他スケートに関する一切の事業を行い、長野県内スケートの健全なる発展普及を図るとともに、体育文化の昂揚、国内及び国際親善に寄与することを目的とする。

（事 業）

第４条　本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　長野県内におけるスケート競技の統轄

(2)　公益財団法人日本スケート連盟（以下「日本スケート連盟」という。）及び長野県スポーツ協会への代表加盟

(3)　スケートの普及、調査及び研究

(4)　長野県スケート競技選手権大会及び代表的競技会の開催

(5)　日本スケート連盟が開催する競技会への長野県を代表する役員及び競技者の選定並びに派遣

(6)　長野県内におけるスケート競技会の記録並びに日本記録及び国際記録の申請

(7)　長野県内におけるスケート競技者及び役員の登録申請並びに公認審判員の審査申請

(8)　スケート競技者及び功労のあった個人又は団体の表彰

(9)　スケート競技者の競技力の向上を図るための指導

(10)　その他本連盟の目的達成に必要な事業

第３章　加盟団体

（加 盟 団 体）

第５条　本連盟は、総会が承認した次の団体を加盟団体とする。

(1)　市町村の地域を代表するスケート団体

(2)　学校体育を代表するスケート団体

(3)　その他総会の議決を経て指定した団体

2　本連盟に新たに加盟しようとする団体は、加盟申請届を会長に提出しなければならない。

3　会長は、前項の加盟申請届を受理したときは、総会の承認を得なければならない。

（脱 退 等）

第6条　加盟団体が本連盟を脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を会長に提出しなければならない。

2　会長は、前項の脱退届を受理したときは、総会の承認を得なければならない。

3　会長は、加盟団体が本連盟の加盟団体として不適当と認められたときは、総会の承認を得て、これを取り消すことができる。

4　脱退した団体の加盟費は返納しない。

第4章　役員、評議員、専門委員会及び事務局

（役 員）

第7条　本連盟に次の役員を置く。

理事 25 名以上 43 名以内（会長1名、副会長8名以内、理事長1名、副理事長4名以内を含む。）

監事　2名

2　前項に定めるもののほか、会長が必要と認めるときは、会長代行1名を置くことができる。

（役 員 の 選 任）

第8条　会長及び副会長は理事会で選出し、総会の承認を得て決定する。

2　会長代行は副会長の中から会長が選任する。

3　理事長及び副理事長は、理事の中から互選により決定する。

4　理事は別表第1に定める基準により選出されたもので、総会の承認を得て決定する。

5　監事は総会の承認を得て決定する。

（役員の職務）

第9条　会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3　理事長は会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

4　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

（監 事）

第10条　監事は、本連盟の業務及び財産を監査する。

（評 議 員）

第 11 条　本連盟に、評議員を置き、その人数は 40 名以上 60 名以内とする。

２　前項の評議員は、別表第 2 に定める基準に従い加盟団体から選出する。ただし、公益財団法人日本スケート連盟細則第 25 条に定める第 7 種及び第 8 種（以下、「少年選手」）のみで構成されている加盟団体は除外する。

（評 議 員 の 職 務）

第 12 条　評議員は、スケート振興に係る運営等について検討し、必要に応じて総会等で意見を述べる。

（名誉会長、顧問、参与及び相談役）

第 13 条　本連盟に名誉会長、顧問、参与及び相談役を置くことができる。

２　名誉会長、顧問、参与及び相談役は、総会の推挙により会長が委嘱する。

３　名誉会長は、本連盟の重要事項に対し意見を述べることができる。

４　名誉会長、顧問、参与及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

（役 員 及 び 評 議 員 の 任 期）

第 14 条　役員及び評議員（以下「役員等」という。）の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員等の任期は前任者の残任期間とする。

３　役員等は、その任期終了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

（役 員 等 の 解 任）

第 15 条　役員等は、その任期中であっても、本連盟の役員等としてふさわしくない行為があったとき又は特別の事由があるときは、理事会の議決によりこれを解任することができる。

（専 門 委 員 会）

第 16 条　本連盟の業務遂行のため次の専門委員会を設ける。

(1)　スピード委員会

(2)　フィギュア委員会

２　前項の規定による専門委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

（特 別 委 員 会）

第 17 条　本連盟の事業遂行のために必要があるときは、理事会の議決を経て特別委員会を設けることができる。

２　特別委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

（事 務 局）

第 18 条　本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局に事務局長、その他職員を置き会長が任命する。

３　事務局及び職員に関する事項は、理事会に諮り会長が定める。

第5章　会議

（会議）

第19条　本連盟の会議は総会及び理事会とする。

（総 会）

第20条　総会は、評議員及び理事をもって構成し、この規約に定める事項を審議する。

２　総会は毎年1回以上会長が召集し、会長が議長となる。

３　監事又は評議員の3分の1以上の者から会議の目的を付して総会の開催請求があったときは、会長は速やかに総会を招集しなければならない。

（総会の開催及び議決の定足数）

第21条　総会は構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示したものは出席とみなす。

２　総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総 会 の 付 議 事 項）

第22条　総会は次に掲げる事項を議決する。

(1)　事業計画及び収支予算

(2)　事業報告及び収支決算

(3)　規約の制定及び改廃

(4)　その他本連盟の事務に関する重要事項

２　付議事項は、開催日の7日前までに評議員及び理事に通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めたときは、この限りではない。

（理 事 会）

第23条　理事会は理事をもって構成する。

２　理事会はこの規約に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を審議決定する。

３　理事会は会長が招集し、会長が議長となる。

４　理事の2分の1以上の者から会議の目的事項を付して、理事会の開催請求があったときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

（理事会の開催及び議決の定足数）

第24条　理事会の理事の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を示したものは出席とみなす。

２　理事会を同一付議事項で再度召集したときは、前項本文の規定にかかわらず会議を開くことができる。なお、前項ただし書きの規定は、この場合について準用する。

３　理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理 事 会 の 付 議 事 項）
第 25 条　次に掲げる事項は理事会に付議する。
（1）　事業計画及び収支予算
（2）　事業報告及び収支決算
（3）　諸規定の制定及び改廃
（4）　その他会長の付議した事項
第 26 条　総会又は理事会のほか、本連盟の事業を円滑に推進するため、常任理事会を置く。
２　常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事で組織する。
３　常任理事は、スピード部専門委員会選出理事５名、フィギュア部専門委員会選出理事２名、長野県高等校体育連盟選出理事１名、長野県中学校体育連盟選出理事１名、各ブロック（北信、東信、南信、中信）選出代表理事各１名、リンク選出代表理事１名とする。
４　常任理事会は、理事長が議長となり会を掌理する。
５　常任理事会の審議事項は、理事会に報告するものとする。
６　常任理事会は、会長の諮問に応えるものとする。

第６章　会計
（経 費）
第 27 条　本連盟の事業遂行に要する経費は、加盟団体の加盟費及び分担金、会費、補助金及び事業収入並びに寄付金品その他の収入をもって充てる。
第 28 条　本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会に付議し、総会の議決を経なければならない。

（事 業 報 告 及 び 収 支 決 算）
第 29 条　本連盟の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後３ヶ月以内に会長が作成し、財産目録とともに監事の監査に付し、その意見をつけて理事会に付議し、総会の議決を経なければならない。
（特 別 会 計）
第 30 条　本連盟は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。
（会 計 年 度）
第 31 条　本連盟の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。
（会 費 及 び 登 録 料）
第 32 条　本連盟の役員等は、所属加盟団体を通じ別表第３に定める会費及び登録料を収めなければ、日本スケート連盟及び本連盟が主催する競技大会又は講習会に役員若しくは選手として参加することができない。
（加盟費）
第 33 条 新たに加盟する団体は別に定める加盟費を納めなければならない。

２ 加盟費の額は、分担金の最低額と同額とする。
３ 少年選手のみの構成で既に加盟している団体であっても、他の構成員が加入した場合は加盟費を納入する。
（分 担 金）
第 34 条　加盟団体は別に定める分担金を納めなければならない。
２　分担金の額は、総会で定める。

第 7 章　懲罰
第 35 条　本連盟の加盟団体およびその構成員等に社会規範違反等があった場合、会長は特別委員会を招集することができる。
2 会長は当該加盟団体に対し報告書の提出を求め、懲罰については特別委員会において審議するものとする。

第 7 章　補則
第 36 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

附 則
１　この規約は昭和 57 年 7 月 10 日から施行する。
２　社団法人長野県スケート連盟に属する一切の権利義務は、本連盟の設立と同時にこの会が承継する。
３　平成 8 年度、平成 9 年度及び平成 10 年度については本連盟規約第 7 条第 1 項の規定にかわらず副会長 8 名、常任理事若干名とする。
４　平成 9 年度の役員については、原則として平成 7 年度、平成 8 年度の役員を再任するものとする。ただし、その任期は、本連盟規約第 12 条の規定にかかわらず 1 年とする。

附 則
この規約は、昭和 63 年 9 月 19 日から施行する。
この規約は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 5 年 6 月 19 日から施行する。
この規約は、平成 8 年 6 月 30 日から施行する。
この規約は、平成 9 年 5 月 13 日から施行する。
この規約は、平成 10 年 5 月 14 日から施行する。
この規約は、平成 12 年 6 月 4 日から施行する。
この規約は、平成 18 年 6 月 24 日から施行する。
この規約は、平成 18 年 8 月 4 日から施行する。
この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 8 条関係）

理 事 の 定 数

ブロック	選 出 団 体	理 事 の 数
北 信	長野地区	1 名
東 信	北佐久地区	1 名
	佐久地区	1 名
	南佐久地区	1 名
南 信	茅野地区	1 名
	諏訪地区	1 名
	岡谷地区	1 名
	諏訪郡地区	1 名(富士見･下諏訪･原)
	伊那地区	1 名
中 信	松本地区	1 名
	大北地区	1 名(聖湖)
その他	リンク又はリンク所在地代表	6 名(長野･岡谷･茅野･南牧･小海･軽井沢)
	スピード部委員会	5 名
	フィギュア部委員会	2 名
	長野県高等学校体育連盟	1 名
	長野県中学校体育連盟	1 名
	地区以外の加盟団体代表	1 名
	会長推薦	１５名以内
※会長所在の地区、または団体にあっては理事 1 名を追加することができる。		
計		４３名以内

別表第２（第 11 条、第 33 条関係）

加盟団体の評議員定数及び分担金

加盟団体	評議員定数	分　担　金
会費納入者数が　　9 人以下	１人	３０，０００円
〃　10 人以上 19 人以下	２人	４０，０００円
〃　20 人以上 29 人以下	３人	５０，０００円
〃　30 人以上 39 人以下	４人	６０，０００円
〃　40 人以上 49 人以下	５人	７０，０００円
〃　50 人以上 59 人以下	６人	８０，０００円
〃　60 人以上 69 人以下	７人	９０，０００円
〃　70 人以上	８人	１００，０００円

1　会費納入者数とは、加盟団体における前年度の長野県スケート連盟会費納入者のうち、少年選手高校生選手及び　小・中学校選手の人数を除いた人数をいう。

2　加盟団体から選出する評議員の定数は、役員改選時の前年度の会費納入者数により決定し、任期途中での定数変更は行わないものとする。

3、少年選手のみで構成されている加盟団体は分担金徴収対象から除外する。

別表第３（第 32 条関係）

役員等の会費及び登録料

職　名	会費(年)	登録料(年)
会長	100,000 円	10,000 円
副会長	70,000 円	10,000 円
理事長	50,000 円	10,000 円
副理事長・常任理事	30,000 円	10,000 円
理事	10,000 円	10,000 円
監事	5,000 円	10,000 円
評議員	4,000 円	10,000 円
全国スピード専門委員	4,000 円	10,000 円
全国フィギュア専門委員	4,000 円	10,000 円
県スピード専門委員	4,000 円	
県フィギュア専門委員	4,000 円	
成年選手	2,000 円	2,000 円
高校生選手	1,000 円	1,000 円

小・中学校選手	1,000 円	1,000 円
基礎スケート指導員		5,000 円

備考　・会費は、役員加算額を含んだ額とする。

・会費は本連盟へ、登録料は日本スケート連盟へ、それぞれ納めるものとする。